



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 3 6 6 号 令和 3 年 9 月 2 1 日 発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 1 1	令和 3 年度徳島県一般会計補正予算（第 8 号）の要領を公表する件	財政課
6 1 2	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	国保・自立支援課
6 1 3	生活保護法の規定による指定医療機関から所在地の変更について届出があった件	同
6 1 4	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
6 1 5	生活保護法の規定による指定医療機関の辞退があった件	同
6 1 6	生活保護法の規定による指定介護機関から廃止について届出があった件	同
6 1 7	生活保護法の規定による施術機関を指定した件	同
6 1 8	保安林予定森林を告示する件	農林水産基盤整備局 森林整備課

徳島県告示第六百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和三年九月十日徳島県議会の議決を経た令和三年度徳島県一般会計補正予算（第八号）の要領を次のとおり公表する。

令和三年九月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第六百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和三年九月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	川島病院	所在地	徳島市北佐古一番町六一	開設者	社会医療法人川島会	指定年月日	令和三年八月一日
	川島透析クリニック	同	一八	同	同	同	同
	トマト薬局佐古店	同	二四	株式会社徳島共和薬品	同	同	同
訪問看護ステーション Kanoa	同	同	同	合同会社Ohana	同	同	同日
		IDK 同	同	同	同	同	同
		同	同	同	同	同	同
		同	同	同	同	同	同

徳島県告示第六百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和三年九月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地		開設者	変更年月日
	旧	新		
訪問看護ステーションコスモス	阿南市那賀川町芳崎三六七	阿南市羽ノ浦町中庄池ノ上五五	社会福祉法人 愛心会	令和二年六月 一日

徳島県告示第六百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年九月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
川島病院	徳島市北佐古一番町一三九	社会医療法人川島会	令和三年七月三十一日
川島透析クリニック	同 六一	同	同
吉田医院	同 新内町一丁目一八	吉田 泰	同
門田薬局末広店	同 末広四丁目七一	有限会社門田薬局	同
トマト調剤薬局蔵本店	同 蔵本町二丁目一	株式会社徳島共和薬品	同

徳島県告示第六百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和三年九月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	辞退年月日
石田歯科医院	徳島市津田浜之町一 二八	石田 淳	令和三年八月三十一日

徳島県告示第六百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年九月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
社会医療法人川島会	徳島市北佐古一番町一三九	川島病院歯科・ 歯科口腔外科	徳島市北佐古一番町一三九	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和三年七月 三十一日

徳島県告示第六百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機  
関として、次のとおり指定した。

令和三年九月二十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
野上 裕平	名西郡石井町石井字石井五三一 二 ○ 遠藤ハイツ 一〇七	令和三年七月二十五日
藤川 好男	板野郡松茂町中喜来字中かうや一九 一	同 八月十六日

徳島県告示第六百十八号

次の森林を保安林に指定する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により次のように告示する。

令和三年九月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

徳島市上八万町北山三四、三五、四〇、四一、四六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

北山三四・三五・四〇・四一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び徳島市役所に備え置いて縦覧に供する。）